

労働者の立場から

松井 保彦



ご紹介いただきました全国一般労働組合の松井です。今回の中小企業における雇用創出の将来のための一般条件に関する勧告、この背景を考えてみますと、1つはグローバリゼーションのもとで、経済活動が分極化していることにあると思うのです。1996年の世界のGDPはおよそ二百数十億ドルといわれています。このうち先進工業国に80%が集中しています。世界の人口比率でみるとわずかの20%です。他方、開発途上国のGDPは世界の20%、約50億ドルといわれており、人口比率は80%を占めています。私はこうした非常に不均衡な経済発展の事実が、WTOでの課題とも関連し、ILOの議題となったと思うのです。

2つは、労働側の立場から強調したい点です。情報化社会の進展が国家主権を侵食している、という問題です。先進工業国の企業が、生産性の最も高いところへ投資し、気ままに移動していく現象や、最大の利益と最小のリスクを求めて、国境を越えて移動する金の流れが、各国の経済、雇用、生活に多大な影響を及ぼしている姿です。いまアジアの開発途上国はその真ただ中にあるといえます。労働側の委員会のなかに、アジアの経済と雇用の現状について、使用者側の態度を批判する意見が多くだされてきました。

以上の2つの私の視点から、先ほど小島さん、遠藤さんのお話とだぶるところは省略して報告させていただきます。

最初に、中小企業における雇用創出を考える上で、日本の中小企業施策の変遷について見てみることにします。と申しますのは、日本の歴史的な中小企業施策と今日の中小企業の関係はきわめて開発途上国型であるからです。

まず、日本で中小企業が政治のテーマとなったのは、明治18年です。明治維新以降、先進資本主義国から紡績や鉄鋼などの工業が移植され、政府の手厚い保護の下で、短期的に急激に発展を遂げた工業に対して、江戸時代からの固有の産業の停滞、疲弊に関する問題として、政策上の検討が行なわれたことに始まっています。

そのための施策として明治末期まで、地方の工業に対する金融、調査、技術指導や民間企業への機械貸与制度などが行なわれていました。

大正に入り、大正9年春の世界大戦後の恐慌が引き金となって、中小工業の振興と助成の問題が本格的に議論され、当時の帝国議会在初めて「中小企業改善方策」を諮問しています。大正末期には農商務省が農林省と商務省に分かれ、中小企業行政を商工省の公務局で所管するようになり、こ

の頃「中小企業」という用語が一般的に利用され始めたといわれています。

昭和に入り、日本の産業は軍需産業化へ移行していきます。行政上では商工省が廃止され、代わって軍需省が設立されます。まさに戦時経済体制一色に塗り潰される中で、中小企業の役割は低下し、施策は縮小させられてしまっています。

敗戦後の中小企業対策は、昭和22年に中小企業対策要項を閣議決定し、昭和23年の中小企業設置法の公布から始まっています。中小企業庁設置の目的は「健全な独立している中小企業が国民経済を健全にし、および発展させ、経済力の集中を防止し、かつ企業を営もうとする者に対して、公平な事業活動の機会を確保するものであることに鑑み、中小企業を育成し、発達させ、かつその経営を向上させるに足る諸条件を確立する」としています。

初めての中小企業の定義は、昭和23年の金融対策要綱のなかで払込資本金200万円以下、個人を含むとされ、つづいて昭和24年制定の「中小企業等協同組合法」において工業は従業員100人以下、商業は20人以下とされました。

定義に初めて資本金と従業員数の双方の概念が入るのは「米国対日援助見返り資金特別会計」が公布された昭和24年です。しかし法律上の中小企業規定に資本金と従業員数の双方が入るのは、昭和31年の「中小企業振興資金助成法」の制定によっています。この後昭和38年に「中小企業基本法」が制定されるまでの間の中小企業関係法律は、この規定が原則として適用されています。

つまり戦後の日本の中小企業施策は、占領政策の下でアメリカのニュー・ディール政策的な思想と経済民主化政策によって始まり、昭和32年の経済白書「もはや戦後ではない」をうけて、二重構造の改善を目指すかたちで、日本の中小企業の後進的条件を解消する施策へと変化を遂げています。

さて、現在の日本はかつて経験したことのない経済構造、産業構造、雇用構造の激変下にありません。とくに中小企業の困難な状況と深刻な中小企業の労働者の雇用の現実から、議題の討議に参加いたしました。

さきほど遠藤さんから、およそ3つのグループによる立場での討議が集中したというお話がありました。労働側におきましても立場は変則でしたが3つにグループ分けになったといえます。1つはEUに加盟する国の労働組合グループ。2つはアメリカ、カナダが代表する南北アメリカ大陸をカバーしようとするグループ。3つはアフリカ南部を中心とする開発途上国のグループ、そこにアジアが加わるべきなのですが、アジアの姿が見えませんでした。

それはなぜかという問題です。1つは、参加労働団体の経済負担が大変であるということです。ILOは政・労・使の三者構成ですが、アジアから遠路ジュネーブに、しかも約1月間の長期間滞在となり、しかもILOの公用語は英語、フランス語、スペイン語の三カ国語に限定されています。自国語しか出来ない代表にとっては同時通訳者とその費用を要するわけです。また総会の委員会にフルエントリーするには相当の人員と専門的能力を必要としています。とくに財政面では、日本の労働団体においても大きな負担額になっているわけですから、団結権もままならぬアジア諸国の労働団体にとって、会議への参加がとてつらい経済的問題といえます。

2つは、アジアの今日の経済危機が影響しています。通貨の下落とインフレはいつの時代でも、労働組合の活動を困難に追い込むようにです。

こうしたアジア諸国の労働団体事情をカバーするだけの力が、日本のわれわれに欠けていた事実
は否めませんでした。

そこで議題の第1次討議でまとめられたものを、第2次討議に付され、今回の第3次討議で、ど
こで変わったかという問題です。労働側につきましては、ICFTUでそれぞれ意見をまとめまし
て、およそ次のようなことを基本にいたしました。

1つは、第1次討議からしますと、第2次討議案というのは、かなり労働側の意見が加わりまし
て改善されたと認識をする。その認識の上に立って、特に何を強調すべきか。まず労働者の権利の
保護促進。第2に、労使団体の協議の制度化。第3に、男女平等と差別撤廃措置の問題、第4に社
会的保護の問題、加えてトータルとしての中小企業者の利益だけを守るための雇用創出を阻止する
には、結社の自由や差別、自由労働に関するILOの条約の遵守促進が必要である。それらをこの
勧告の中にどれだけ労働側の立場から加えることができるのかということになりました。

まず、第1次討議案からどこが変わったかということを示すと、本日配布文書の中に落
ちていると思いますが、前文のところ、1951年に条約ができました100号条約、つまり同一報酬
条約が加わっております。これは労働側としては強く要求した点です。これは言うまでもなく正式
の名称は、同一価値の労働に対する男女労働者の同一報酬に関する条約です。

そして、定義以下に入るわけですが、ここで労働側が強く要求したもののとして、1次討議
案から最終的に変わったものは、まず定義、目的及び適用範囲の1のところ、加盟国は最も代表
的な使用者団体及び労働団体との協議の上でと。つまり労使との協議の上でかくかく、しかじかの
ことをやるのだということの規定づけたというのが2つ目の我々にとっての成果だったと思いま
す。

それから、3つ目の成果は、定義のところの第4パラグラフだと思いますが、先ほどお話がござ
いしましたが、末尾ですけれども、これをすべての中小企業に適用すること。この中小企業の定義は
まとまりませんでしたけれども、しかし中小企業という概念をここに押さえ入れたということがあ
ると思います。

それから、次に6です。これで見ますと38ページ（本誌52ページ）のB、中小企業の雇用の質を
高めるために、労働法令の均等な、というふうになっていたんですが、ここを強く強調するために
差別のないという、差別をしていけないということにしました。

次が、7の3のA、39ページ（本誌52ページ）です。労働法令及び社会的法令は中小企業の労働
者に対する適切な保護と労働条件を確保し、中小企業の必要性を満たしているか否かという点です。
国によって労働法令がダブルスタンダード化しているわけです。例えば日本は労働時間法制はダブ
ルスタンダードになっています。つまり、法のもとに平等と憲法の規定があっても、働く事業所の
規模によって1週間の労働時間が46時間と、40時間に分かれています。同じように安全衛生法につ
いても、その使用者への義務づけが、規模で差がついています。

というように、世界の各国を見ても、労働法令は規模によって差別をしている国が幾つ
もあるわけです。そうしたダブルスタンダードを容認しないよう強く求めたわけですが、曖
昧模範的な形で終わっております。

さらに、加わりましたのが、これは42ページ（本誌54ページ）の2です。ここに中小企業と大企

業との間の協力関係を促進するために十分な措置を検討すべきである。これに関係して関連する中小企業及びその労働者の正当な利益を保護する措置を講じなければならない。ここでとくに「労働者の正当な」というのを挿入させたと言うのも、私ども労働側の努力の結果だったといえます。

そして、次が使用者団体及び労働団体の役割に關してですが、ここの最後の18です。中小企業とその労働者は結社の自由を十分に尊重し、十分に代表されることを奨励されるべきである。これに關連して使用者団体及び労働者団体は、構成員の基盤の拡大を中小企業まで含めるよう検討すべきであると。これが第1討議，第2討議案にはなかったわけですが、最終勧告案ではこの部分を入れることが出来ました。

以上でございますが、労働側は先ほどもICTUでの確認について申しましたように、本来的な労働者の基本的権利のあり方、さらには、労働者の結社の自由とその保証をILOの条約に求めまして、その条約内容をこの勧告案の中の隅々に生かして完成させよう、そして、この勧告を実効性のあるものに仕上げようという心構えで討議してまいりましたが、不十分な点も多々残しています。

最後になりましたが、地球上の経済活動が市場原理一色に塗りつぶされるなかで、格差は拡大するばかりです。そうしたなかにあつて勧告の適用を真に必要とする開発途上国、膨大な数の失業者を生んでいる国々、児童労働が横行している国々からの労働者側参加が、少なくなつたこと、まことに残念でした。

2つに、日本の使用者もわれわれもアジアモデルについて口にしていますが、まずアジアでこの勧告を活かし、実効性のあるものにする努力が重要であり必要であるということです。

その点で、日本の中小企業施策は産業政策のひとつの重点施策としての変遷があり、開発途上国型モデルになりうる側面を有しているといえます。もちろんすべて肯定されるわけではありませんが、政策的には役立つと思われます。

いまこそ日本がアジアの一員である、という古くて新しい課題に挑戦すべき時代だといえないでしょうか。以上をもちまして雑ぱくではありますが、報告と感想とさせていただきます。

(まつい・やすひこ 日本労働組合総連合会中央執行委員)